

地域指定年月日	1972年10月12日
整備計画策定年月日	1974年3月12日
計画見直年度	平成10年度

取手農業振興地域整備計画書

平成19年11月

茨城県取手市

— 目 次 —

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	5
2	農用地利用計画	8
第2	農業生産基盤の整備開発計画	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21

第8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	付図	24
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	該当なし
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	該当なし
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	該当なし
別記	農用地利用計画	
(1)	農用地区域	別記
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	別記
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	別記
(2)	用途区分	別記

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別表「現況農用地等に係る農用地区域指定明細表」に掲げる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域 番号	用 途 区 分		備 考
A- 1	農地	全区域	
B- 1	農地	全区域	
B- 2	農地	全区域	
C- 1	農地	全区域	
D- 1	農地	全区域	
D- 2	農地	全区域	
E- 1	農地	全区域	
F- 1	農地	全区域	
G- 1	農地	全区域	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

平成17年3月28日に取手市と藤代町が合併して、「取手市（以下、本市）」が誕生した。本市は、茨城県の南端部、首都東京から40km圏、時間距離で約40分の距離に位置し、市域は面積6,996ha、東西9.3km、南北14.4kmで、東側は小貝川を隔て龍ヶ崎市、利根町に、西側は守谷市、南側は利根川を境に千葉県我孫子市、柏市、北側は小貝川を挟んでつくばみらい市にそれぞれ接している。

地形は、西側は複雑に入り込んだ谷津田と標高22～23mの北相馬台地で形成され、東側は小貝川流域に展開する水田地帯と利根川に沿った細長い河岸段丘を形成している。気象は、年間平均気温13.9℃であるが、8月は25.4℃、1月は2.9℃と夏冬の寒暖差がある。また、年間降水量1,309.1mm、年間日照時間1,531.3時間で営農上での自然条件に恵まれている。

本市の総人口は111,329人（平成17年国勢調査）で、市のほぼ南部を国道6号及びJR常磐線が中央部を南北に縦断し、取手駅、藤代駅の2駅がある。また、西側には東西方向に国道294号及び関東鉄道常総線が平行に横断し、取手駅を含め6駅があり、交通網の整備に伴う都市化の進展や産業構造の変化により、第3次産業就業者が増加する一方で、総人口に占める農家人口（5,663人）の割合は、5.1%になっている。今後とも、農業従事者の高齢化と担い手不足などによって、農家人口は減少する見通しで、平成22年の農家人口は4,800人、総農家戸数は1,300戸、平成27年の農家人口は4,000人、総農家戸数は1,200戸となる見通しである。このように、本市は交通網の整備に伴う都市化や産業構造等の変化等により、第1次産業から他産業へのシフトがみられ、土地利用の都市的土地利用の進展に伴い、農地の減少、農業後継者の不足、農業就業者の高齢化と担い手の減少などによって、本市の農業を取り巻く環境は厳しくなっている。

今後は、農業上の土地利用と非農業的土地利用の棲み分けを明確にし、地域性を十分に配慮し、広域的な見地に立った総合的な都市機能の充実と合理的な土地利用により、都市との交流が盛んで豊かな自然に囲まれた潤いと活力のあるまちづくりに努める。このような状況の中で、食料自給率の向上と地産地消をめざし、消費地に近い立地条件を活かした都市近郊型農業の維持・発展に向け、水稻、麦、大豆、野菜、果樹など現在作付けしている農産物の安定供給による「安全・安心」の確立と産地化を図るとともに、地域内流通体制の整備を図る中で、地場農畜産物等を安定的に供給するため、多品目・周年生産を推進し、地産地消運動の展開を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営による農業の持続的発展とともに、洪水防止機能、保健休養・やすらぎ機能、大気浄化機能、気候緩和機能、伝統文化をささえ、美しい農村景観を創出する

多面的機能の発揮を図る。

このため、農業生産の基礎的資源である集団的優良農地を確保する必要性があることから、「担い手の育成・確保」、「農地の利用集積による農業経営規模拡大」、「水田農業の二毛作による耕地利用率の向上」、「農作業の効率化」を図ることを目的に、現況のほ場区画の畦畔除去を推進し、「ほ場区画の整理・大型化、汎用化」など農業生産基盤の整備を推進し、コンバイン、トラクターなどの高性能農業機械化体系の導入により、低コスト化と効率的かつ安定的な農業経営を展開することで、農業の持続的発展による優良農地の保全・確保を積極的に進める。また、農業体験を通じての地域住民・都市住民との交流や農作業を介しての自然とのふれあいの場という機能の充実を図るなど、新たな農業形態である「ふれあい農業」を推進し、農業・農村文化の理解等、市民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努め、農業的土地利用を推進する。

なお、今後、住民の生活や産業活動の場として必要となる非農業的土地利用については、関連する法律（国土利用計画法、都市計画法、自然公園法）との整合を図り、自然環境の保全に配慮しながら、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農用地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するために、農業上の高度利用を図ることが相当であると認められる土地について、農業振興地域に内にある現況農用地 2,514ha のうち、次に掲げる a～c に該当する農用地約 1,362.5ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・20ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・野菜（キュウリ、トマト、ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウなど）の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている施設園芸のハウス
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

(イ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林・原野等は、集落に隣接し、将来農用地への転換が見込まれないため、農用地区域には設定しない方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域の現況農用地 2,514.0ha（田：2,124.0ha、畑：365.0ha、樹園地 7.0ha、採草放牧地 18.0ha）のうち、1,362.5ha（田：1,285.5ha、畑：77.0ha）について、農用地区域を設定する。

本市は都市計画法に基づく、市街化区域と市街化調整区域に区分している。市街化区域に隣接した周辺の田は農業従事者の適切な生産活動により、食料供給だけでなく、洪水防止機能、保健休養・やすらぎ機能、大気浄化機能、気候緩和機能など多面的機能を発揮しているため、平成19年度から導入される「品目横断的経営安定対策」への積極的な対応により、担い手への農地の利用集積と農業生産組織の法人化を推進し、農地の高度利用による優良農地の保全を図る。併せて、平成19年度から導入される「農地・水・農村環境保全向上対策」を推進して、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する共同活動組織を設立し、水路や農道等の手入れを通じて農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮を推進する。

また、畑地では都市近郊の利点を活かした野菜、花き等の生産が行われている。今後とも、生産者の顔が見える「地産地消」をめざした都市近郊型農業を維持・発展させていくため、農産物直売施設等を利用し、多品目・周年生産の振興を図り、農地の高度利用を推進する。

田のほとんどは河川の流域に展開し、ほ場区画の整理・大型化、用排水路、農道、暗渠排水等のほ場条件の整備が実施されている。田は土地利用型農業の生産基盤であるとともに、農業・農村が持つ多面的機能発揮に必要不可欠な土地である。今後、ほ場条件が整った田では、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定等促進事業等により、担い手に農地の利用集積を図り、うまい米づくりを基本に、水稻、麦、大豆、飼料作物の二毛作とブロックローテーションを積極的に推進し、農地の高度利用と効率的な土地利用による優良農地の確保を図る。

畑地は、低地の田に隣接、又は集落の隣接地に展開している。今後は、都市近郊型農業として、生産者の顔が見える「地産地消」をめざし、安全・安心・新鮮な農産物の多品目化と野菜、花きなどの作目ごとの団地化を図るため、農道整備、用水路や農道の整備等のほ場条件の整備を図り、農地の高度利用による優良農地の確保に努め、産地化と地産地消運動を図る。

単位:ha

区分 地区名	農地			地採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A - 1	66.6	66.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66.6	66.6	0	0
B - 1	126.3	126.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126.3	126.3	0	0
B - 2	77.6	77.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77.6	77.6	0	0
C - 1	191.5	191.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191.5	191.5	0	0
D - 1	153.6	153.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153.6	153.6	0	0
D - 2	232.5	232.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232.5	232.5	0	0
E - 1	67.5	67.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67.5	67.5	0	0
F - 1	225.6	225.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	225.6	225.6	0	0
G - 1	221.3	221.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221.3	221.3	0	0
計	1,362.5	1,362.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,362.5	1,362.5	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（高井地区）

この地区は本市の最北端、小貝川右岸流域に位置し、地区の中央部を小貝排水路が南北に縦断している。農地は、小貝川右岸流域に展開する低地の基盤整備が行われた水田の優良農地で、水稲の作付けを行っている。

今後とも、基盤整備が行われた水田は、水稲＋麦＋大豆による効率的安定的な家族経営体と企業的経営体による営農類型を目標に、より一層担い手への農地の利用集積の推進と、農業生産組織の法人化を推進し、効率的な土地利用、低コスト化及び生産性の向上を推進するため、客土、暗渠排水などの土地改良事業を推進し、農地の高度利用を図る。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域 66.6ha【田：66.5ha、畑：0.1ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(イ) B地区（寺田地区）

この地区は本市の中央、小貝川右岸流域に位置し、地区の北部境界付近を主要地方道取手つくば線が、地区内を南から相野谷川、表郷用水路、西浦川が東西を横断している。農地は、小貝川右岸流域に展開する低地の基盤整備が行われた水田の優良農地で、水稲を中心に、麦、大豆の作付けを行っている。また、集落に隣接する畑地で、野菜、花きの作付けを行っている。

今後とも、水田は、水稲＋麦＋大豆による効率的安定的な家族経営体と企業的経営体による営農類型を目標に、より一層担い手への農地の利用集積の推進と、農業生産組織の法人化を推進し、効率的な土地利用、低コスト化及び生産性の向上を推進する。畑地は安全、安心な少量多品目の野菜の生産による農地の高度利用を推進し、多品目周年栽培による直売を中心とした農業経営の拡大及び安定化による産地化を推進する。また、都市住民に対し、生鮮野菜等の直売を中心とする効率的な農業経営の展開や市民農園の開設を推進し、地産地消運動の展開を図る。併せて、生産者の顔の見える安全で新鮮な高品質な農産物生産を推進し、地産地消運動及び都市と農村との交流を推進する。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域 203.9ha【田：188.3ha、畑：15.6ha（B－1は農用地区域 126.3haで、その内、田 114.4ha、畑 11.9ha、B－2は農用地区域面積 77.6haで、その内、田 73.9ha、畑 3.7ha）】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(ウ) C地区（山王地区）

この地区は本市の中央、小貝川右岸流域に位置し、地区の北部境界付近を県道守谷藤代線が、地区内を裏郷用水路が東西を横断している。農地は、小貝川右岸流域に展開する低地の水田と畑地で、水稻を中心に、麦、大豆、野菜の作付けを行っている。その中でも小貝川右岸流域の水田は、ほ場区画の整理・大型化、農道、農業用排水路、暗渠排水が完備された優良農地で、大型機械化体系が導入され、認定農業者や農業生産組織などの担い手に農地の利用集積、農作業の委託を推進し、水稻、麦、大豆のブロックローテーション、特に麦・大豆の集団作付けによる高生産性の土地利用を行っている。

今後とも、水田は平成19年度産から導入される「品目横断的経営安定対策」に対応するため、「水稻＋普通作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」などの営農類型による効率的安定的な家族経営体と企業の経営体による営農類型を目標に、より一層担い手への農地の利用集積の推進と農業生産組織の法人化を推進し、農地の高度利用による優良農地の保全、農業の持続的発展、多面的機能の発揮を図る。

担い手は、農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を実現するため、農業経営基盤強化促進事業の活用を図りつつ、地域農業を担い、力強い農業経営をめざし、専業農家（農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者制度を活用）や、これらの専業農家を中心とした生産組織など多様な経営体の育成に努め、集積による農業経営の規模拡大によって、農業経営の安定化を図る。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域191.5ha【田：179.1ha、畑：12.4ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(エ) D地区（六郷・小文間）

この地区は本市の南部、小貝川右岸流域に位置し、地区の北部境界を北浦川が、中央部を西浦川が、南部を表郷川が南北に縦断している。農地は小貝川右岸流域に展開する低地の水田と畑で、水稻を中心に、麦、大豆、野菜、飼料作物の作付けを行っている。

今後は、ほ場条件が整った水田はより一層担い手への農地の利用集積による効率的な土地利用を推進するため、ほ場区画の整理・大型化を推進し、農業生産集団の組織化を図る中で、地区の農業生産の実態に即した集落営農への取り組みに努める。また、飼料作物（粗飼料）の生産導入を推進し、効率的な土地利用による耕畜連携を推進する。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域386.1ha【田：375.5ha、畑：10.6ha（D-1は農用地区域153.6haで、その内、田152.7ha、畑0.9ha、D

ー 2 は農用地区域面積 232.5ha で、その内、田 222.8ha、畑 9.7ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(オ) E 地区（相馬地区）

この地区は本市の西部、小貝川右岸流域の宮和田新田平野に位置し、地区の北部境界を県道長沖藤代線が、南部境界を北浦川が流れている。また、JR常磐線藤代駅を中心とした土地区画整理が行われた市街化区域に隣接している。農地は、小貝川右岸流域に展開する低地の水田と畑で、畑は主に県道長沖藤代線沿線に畑が分布している。田は水稻を、畑は野菜の作付けを行っている。

今後とも、田は、水稻による効率的安定的な家族経営体による営農類型を目標に、担い手への農地の利用集積を推進し、効率的な土地利用、低コスト化及び生産性の向上をめざす。畑地は市街化区域に隣接した立地条件を生かし、都市住民に対し、生鮮野菜等の直売を中心とする効率的な農業経営の展開や市民農園の開設を推進し、地産地消運動の展開を図る。併せて、生産者の顔の見える安全で新鮮な高品質な農産物生産を推進し、地産地消運動及び都市と農村との交流を推進する。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域 67.5ha【田：60.7ha、畑：6.8ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(カ) F 地区（高須地区）

この地区は本市の最南端、小貝川右岸の最下流に位置し、地区の北部境界付近を県道長沖藤代線が南北に縦断している。農地は、小貝川右岸流域に展開する低地の基盤整備が行われた水田の優良農地で、水稻を中心に、麦、大豆の作付けを行っている。

今後とも、基盤整備が行われた水田は、水稻＋麦＋大豆による効率的安定的な家族経営体と企業的経営体による営農類型を目標に、より一層担い手への農地の利用集積の推進と、農業生産組織の法人化を推進し、効率的な土地利用、低コスト化及び生産性の向上を推進するため、客土、暗渠排水などの土地改良事業を推進し、農地の高度利用を図る。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域 225.6ha【田：206.6ha、畑：19.0ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

(キ) G 地区（久賀地区）

この地区は本市の最北端、小貝川左岸流域に位置し、地区の中央を大夫落川が

東西に通過している。農地は小貝川左岸流域に展開する水田で水稻を中心に、麦、大豆の作付けを行っている。

今後とも、基盤整備が行われた水田は、水稻＋麦＋大豆による効率的安定的な家族経営体と企業的経営体による営農類型を目標に、より一層担い手への農地の利用集積の推進と、農業生産組織の法人化を推進し、効率的な土地利用、低コスト化及び生産性の向上を推進するため、客土、暗渠排水などの土地改良事業を推進し、農地の高度利用を図る。

よって、基盤整備が行われた農地を中心に農用地区域 221.3ha【田：208.7ha、畑：12.6ha】を設定し、今後も生産条件整備を行いつつ、高生産性・高収益性農業の振興を図る。

2 農用地利用計画

別記地番表のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地の整備状況は、水田の32%が約30a区画に整備されており、畑地の整備状況は、46%が幹・支線農道が整備されている。

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図ること、また、担い手への利用集積による経営規模の拡大等の農業構造の改善を促進することを基本に、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しながら進める方針である。

今後は、地域の現状を十分考慮して、環境との調和に配慮し、農家の合意形成を得た中で、高度な農業生産の実現と農家の経営の安定及び規模拡大を図るため、ほ場区画の整理・大型化、水田の汎用化、農道の整備、かんがい排水施設の整備、水資源の確保を図り、農村環境の整備に努める。

なお、農業生産基盤整備事業の実施に当たっては、田園環境整備マスタープランに基づき、多自然工法など田園環境と調和した低コストな整備手法を導入するとともに、農業用排水路を活用した地域の水辺空間の整備による環境の再生・保全を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		付図2号 対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
経営体育成基盤整備事業	区画整理	D-1	60ha	1	
経営体育成基盤整備事業	用排水路、農道	A-1	92ha	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくために、最も基礎的な農業生産基盤である。本市は、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能を発揮させ、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しながら農地の有効利用を推進する。このため、農業委員会、農業協同組合等の関係機関との連携を図る中で、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を通じ、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積を推進し、農用地の保全に努める。

農用地の保全については、農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、遊休農地の農業上の利用の増進を図り、遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みと併せて、「農地・水・農村環境保全向上対策」を活用し、農用地の維持、管理を図る。

また、平坦低地で農用地等の浸水被害が発生している地域を対象に、排水路、樋門、樋管、排水機場等の整備を推進し、自然災害による農用地等の浸水被害の軽減に努める。

さらに、都市住民の農業体験の場として、農家との交流や農作業を介しての自然とのふれあいの場を提供する中で、新たな農業形態である「ふれあい農業」を推進し、農用地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		付図3号 対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
地域用水整備事業	揚水機場改修	F-1	41ha	1	
かんがい排水整備事業	排水機場改修	F-1	217ha	2	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 「農地・水・農村環境保全向上対策」の取り組みの推進

水路や農道の手入れを農業者だけでなく、地域住民、自治会なども参加して行う共同活動組織を設立し、農地、農業用水などの地域資源の保全を図る取り組みを推進する。

(2) 耕作放棄地の解消活動の支援

a 認定農業者等担い手への利用集積

農地所有者の耕作再開を促すとともに、農業経営基盤強化促進事業を導入し、認定農業者等の担い手や新規就農者への利用集積を推進し、農地の有効利用を図る。

b 景観形成作物の栽培による美しい地域づくり、景観づくりの推進

美しい地域づくり景観づくりを推進するため、景観形成作物の栽培を推進し、都市と農村との交流の場として活用する。

(3) 農地の保全管理等のための資金援助

「農地・水・農村環境保全向上対策」を活用し、農地、農業用水、ため池などの保全を推進する。

(4) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農業経営基盤強化促進事業により農地の流動化を推進し、認定農業者、特定農業法人を中心とした地域農業の担い手に農用地の集積による規模拡大を図る。

また、本地域の条件に適した重点作物である水稲、麦、大豆、野菜（キュウリ、トマト、ネギ、ブロッコリー、トウモロコシ、ホウレンソウ、枝豆）、花き（フリージア、シクラメン）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり580万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

区分	営農類型	目標規模	作物構成	戸数	流動化目標面積
個別	水稲 + 普通作 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人	水田 25ha (内借地 12ha)	水稲 =10ha 小麦 = 5ha 大豆 = 5ha 水稲作業受託 =10ha		
	水稲 + 施設野菜（キュウリ） 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	水田 1.5ha 畑 0.4ha	水稲 =1.5ha 促成キュウリ =0.3ha ハウス促成キュウリ=0.3ha		
経営	水稲 + 施設野菜（トマト） 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	水田 1.5ha 畑 0.4ha (内ハウス 0.3ha)	水稲 =2.0ha トマト =0.3ha		
	水稲 + 施設花き（フリージア） 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人 雇用労働 1人	水田 3.5ha 畑 0.35ha (内温室 0.3ha)	水稲 =3.0ha 部分作業委託 フリージア =0.2ha		
営	施設花き + 苗木 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人 雇用労働 1人	畑 0.3ha (内ガラス温室 0.2ha)	部分作業委託 シクラメン =0.1ha 花壇苗（ハンジ等） =0.1ha		
体					

区分	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸数	流動化目標面積
個別経営体	水稲 + 露地野菜 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	水田 3.0ha (内借地 1.5ha) 畑 1.0ha (内借地 0.9ha)	水稲 =3.0ha ネギ (冬どり泥付) =0.2ha ネギ (秋冬どり泥付) =0.2ha ネギ (冬夏どり泥付) =0.2ha ブロックリー (秋冬どり泥付) =0.2ha トウモロコシ(トンネル) =0.1ha ホウレンソウ =0.1ha 枝豆 =0.05ha		
組織経営体	水稲 + 普通作 + 作業委託 基幹的専従者 3人 補助的従事者 1人	水田 31ha (内借地 20ha)	水稲 =23ha 小麦 = 8ha ソバ = 3ha 水稲作業受託 =20ha		

(注) 営農類型と目標規模は農業経営基盤の強化促進基本構想による

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営改善計画の達成に向けた経営規模拡大に資するため、利用権設定等促進事業を実施するなかで、農業委員等による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけることや、農業協同組合と連携した農作業受委託の促進を図り、担い手への農用地の利用集積により、適切な農業生産活動の維持・増進を推進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

また、耕作放棄地が増加傾向にある中で、これらを担い手への農地の利用集積、景観作物、飼料作物の作付け等に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図る。

項目	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入	備考
平成 17 年	82.8ha	委託 281 戸 受託 64 戸	18 組織	87%	小麦	
平成 22 年	300ha	委託 250 戸 受託 50 戸	18 組織	100%	小麦	
平成 27 年	600ha	委託 200 戸 受託 40 戸	20 組織	100%	小麦	

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、地域農業集団や農業生産組織を基礎とした農用地の流動化の推進によって、規模拡大及び農用地の効率的利用を図る。

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等担い手の経営規模拡大、省力化を図るため、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等で設置した取手市地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営の法人化、農業制度資金利活用の相談を行い、経営改善計画の達成に向け経営・生産技術の改善指導を進める。

(2) 農用地の集団化対策

土地の地理的条件等を十分配慮し、所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による幅広い農用地の流動化を図りながら、効率的な農用地の活用を図る。

(3) 農業経営基盤強化促進事業等農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業を積極的に活用・導入し、農業委員会等による掘り起こし活動を強化する中で、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の出し手と受け手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけ、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(4) 農作業の受委託の促進対策

担い手と兼業農家・高齢農業者を結びつけ、農業機械の利用や作業の効率化を進め、農作業の受委託を推進する。

(5) 農作業の共同化対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入・施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を促進する。また、農業協同組合、農業公社が主体となって行っている水稻の育苗施設等の共同利用を推進する。

(6) 農業生産組織の活動促進対策

農業の近代化・効率化を図るためには、農業生産組織の育成や強化が必要であり、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等で設置した取手市地域担

い手育成総合支援協議会が中心となり、効率的な生産組織の育成を進めるとともに、組織リーダーの育成も推進し、総合的に農業生産組織の活動促進を図る。

(7) 地力の維持増進対策

地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立展開を推進支援し、同時に地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や、たい肥の地域内流通による有機資源の活用等を進め、耕蓄連携を推進する中で地力の増進維持を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業は、消費者ニーズに対応した農業の持続的な発展を図るため、地域の特性に応じた生産団地を育成し、生産振興を図るとともに、環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組みに向けた施設整備、重点作物の栽培促進による産地化と地産地消による活力ある地域づくりを推進する。

今後は、農産物の出荷や選別作業等の効率化・共同化を図るため、ロットの確保、荷口の大型化に向けた集出荷施設や貯蔵施設の整備を行うとともに、環境保全型農業を目指す上で必要なたい肥化施設整備を推進する。

(1) 水稲

水稲は、担い手と地域農業集団の育成強化、不耕起播種技術の導入や側条施肥田植機・大型コンバイン等の高性能稲作機械の導入・共同利用を進め、稲作の低コスト化を推進する。また、環境にやさしい農業を基本に、土づくり、減農薬、減化学肥料の地域ブランドの育成、安定生産を推進する。

(2) 麦

水稲及び大豆等を含めた総合的な土地利用体系のもとで作付け拡大を図る必要がある。このため、認定農業者等への利用権設定や集落営農等の組織活動による団地化等により生産規模の拡大を図るとともに、排水対策や肥培管理等の基本技術の徹底を行うことで品質向上を推進する。

(3) 大豆

転作の重要な作物であり水系を考慮した地域ごとの団地化を図る必要がある。このため、排水対策や肥培管理等の基本技術の徹底及び栽培管理機や収穫機の共同利用を促進し、水稲・麦などの組み合わせによる輪作体系を推進する。

(4) 野菜

消費の多様化・周年化が進み、輸入野菜が増加している。このため、生産条件の整備を図り、需要動向に対応できる安全で高品質野菜の計画的な生産出荷を図る必要があり、集出荷施設及び予冷・保冷施設の整備を推進するとともに、規格の簡素化、出荷容器の改善、流通経費の節減に努めるなど流通の合理化を推進する。

(5) 果樹

消費者ニーズに沿った高品質果実の生産コスト低減と計画的な生産出荷と流通段階での省力化を図る必要がある。このため、優良品種系統の導入・更新や園地改良及び

園内の作業道整備等による高能率園地化を進め、規模拡大を目指し消費者嗜好に即した生産を進める。また、高性能選果機等の集出荷施設が整備されたことから、出荷された果実の糖度・熱度・等階級など農家への情報伝達及び計画出荷のシステム化を構築し、鮮度保持などを考慮した予冷施設、低温貯蔵施設の整備を推進する。その上で、消費者志向や市場動向を踏まえ、出荷規格、ネーミング等の見直し、品質管理の徹底に努め、付加価値を高めたブランド化、消費者宣伝や産地のイメージアップ等による需要拡大をめざす。

(6) 花き

需要に対応した高品質花きの安定生産のために、新技術の導入、エネルギーの効率的な利用による低コスト生産と高品質花卉の生産向上や、鮮度保持技術を駆使するなど有利販売に向けた取組の強化を図る。

(7) 畜産

耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率向上を図るとともに、コントラクター（飼料生産受託組織）の活用など、飼料生産の組織化・外部化を推進し、良質粗飼料の安定生産による飼料コストの低減に努める。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化している現状にある。このため、本市の農業・農村の活性化を図る上で、農業生産に必要不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成・確保や集落営農による効率的土地利用が不可欠である。また、近年、農村女性は、農業・農村の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層資質の向上を図っていくことも必要である。

そこで、取手市地域担い手育成総合支援協議会により、担い手の確保を図るとともに、担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるように、農地の利用集積、農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備を推進する。

また、地域の農業等の魅力を、市民を始め、隣接する市町の住民、首都圏から訪れる都市住民への提供を通じて、都市と農村の交流、地域農産物等の販売体制の強化、女性・高齢者の能力発揮等による「農業の6次産業化」を促進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

就農希望者を対象に就農支援資金による研修、就農準備、施設整備に係る資金の活用を図り就農支援を行う。また、生産基盤となる農地の確保については、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に関する支援を行うとともに、農業関係制度資金の活用を図る。さらに、取手市地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、先進事例の視察や情報の収集を積極的に行い、担い手農家の農業・経営技術の習得と向上を総合的に支援する。

今後、農業を担う農業従事者を育成・確保するため、高齢農業者、女性農業者への支援とともに、農業教育の持続を進め、教育の一環として小学校の段階から学校給食での取手産の農産物の利用、農作業体験等を通じて、農業・農村の多面的な機能の役割と理解促進を進めることで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

(1) 認定農業者の育成

本市は、将来にわたって地域農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために、自主的な努力を助長する。また、意欲ある農業者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業の認定農業者制度、その他の措置

を総合的に実施する。

特に、農業協同組合等と地域の実情にあわせた指導を行えるよう十分に連携した体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いの場を設ける。

また、取手市地域担い手育成総合支援協議会を通じて、優れた経営を目指す農業者やその集団及び生産団体等に対して、上記の支援体制が主体となつての聞き取り調査を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について明確な経営理念を持つことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 新規就農者・農業後継者の育成

農業労働力は、農業従事者の兼業化、高齢化の進行に伴い、担い手不足が深刻化している。今後、本市の農業が持続的に発展するためには、新規就農者・農業後継者の確保が不可欠である。このため、就農意欲のある新規参入者を確保・育成するため、関係機関と連携を密にし、相談機能の充実、育成・指導体制の確立に努める。また、次世代の本市における農業の人材確保育成を図るため、関係機関と連携しながら意欲ある就農者に対しては、農業経営改善計画の認定、農地利用集積による土地利用条件の整備、営農技術指導、経営改善研修等を行い、新規就農者、農業後継者が農業に魅力を感じ、意欲を持って取り組んで行ける環境を整備するように努める。

(3) 農業経営の組織化・法人化の推進

集落内の話し合いを密にし、集落内の農家の共同作業による集落営農を基本に、農業生産の組織化を進める。また、集落営農の実現が困難な地域では、集落外の農家グループによる農作業受託組織や農業協同組合による農作業受託組織など、地域の実態に即した多様な生産組織の育成を図る。さらに、農産物の直売などといった地域に基盤を築けるような組織を育成するとともに、その経営効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(4) 高齢農業者の支援

本市農業を担う農業従事者は高齢化が進行しており、優れた農業経営者による生産性の高い農業経営の確立と高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、農村高齢者を農業や地域活動の担い手として、また、農村の生活文化の伝承者として位置づけ、層の厚い地域農業の展開、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において高齢者が生涯現役をモットーに生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる体制を推進する。

(5) 女性農業者の支援

女性がいきいきと働き、ゆとりをもって活動できる環境づくりに向けて、家族経営協定の締結を推進する。また、主体的に農業経営及びこれに関連する活動に参画する女性農業者の育成を図るため、女性農業者育成・参画に関する目標を定め、女性農業者の参画を推進する。

(6) 農業教育の持続

子供たちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を醸成し、次代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の推進を図ることが重要である。このため、小学校での食農教育の活動等を通じて、学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供を通じて、農業教育を今後とも推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、首都圏の40km圏内に位置しているため、都市化の進展、幹線道路沿い等で商業集積が進められ、農業従事者の就業機会の場は増加傾向にある。

また、地産地消、農産物のブランド化や、優れた自然環境・農村環境を活用した、都市と農村の交流拡大による「ふれあい農業」を推進する中で、就業の機会の増大を促進する。

なお、事業所の誘致にあたっては、優良農地の確保を基本とし、国土利用計画、都市計画との整合に留意する。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	—	—	—	—	—	—	1,430	758	2,188
計		—	—	—	—	—	—	1,430	758	2,188
自営兼業	—	—	—	—	—	—	—	310	124	434
計		—	—	—	—	—	—	310	124	434
日雇・臨時雇 出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	420	471	891
計		—	—	—	—	—	—	420	471	891
総	計	—	—	—	—	—	—	2,160	1,353	3,513

(注) 資料：2005年農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手への農地集積を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいは兼業作物体系の確立を図ることによって、農用地の有効利用と併せ農業の就業安定を促進する。

本市農業の理解者は市民であることを目標に、農産物の販売、農作業体験、伝統文化等の地域資源を活かし、市民を始め、隣接する市町から訪れる都市住民との交流を図ることにより安定的な就業の場の創出を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、「水と緑を育み、美と文化を創る活き活きリビングタウン～ベッドタウンからリビングタウンへ～」をまちづくりの将来像に掲げ、豊かな自然、歴史・文化資産を活かし、快適で“癒し”を感じるまちづくりを基本にコミュニティのまち、地域における人材育成、生涯学習、市民活動推進による元気なまち、子供から高齢者まで安全・安心に暮らせるまちの実現を目指している。

しかし、市街化調整区域は市街化区域に比べて生活環境施設の整備が立ち遅れており、今後は、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、生活環境の整備を総合的に行い、「安全で快適に暮らせるまちづくり」を目標に、住民生活の安定と質的な向上、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の向上に努める。

(1) 安全性の向上

迅速な災害応急対策や災害復旧防災対策活動等の防災体制を確立し、住民に対する意識啓発及び避難訓練の実施等防災対策を図る。

また、交通危険箇所にカーブミラーやガードレール及び安全標識の設置や歩行者が安全に歩行できるような歩道の設置等を推進する。

さらに、街路灯、防火水槽の整備を計画的に実施し安全確保に努める。

(2) 保健性の向上

住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起を推進する。

また、公共下水道の普及促進に努め、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を徹底する。

(3) 利便性の向上

近隣都市への交通及び広域交通は、JR常磐線、関東鉄道常総線の鉄道交通のほか、国道294号などの道路交通網である。近年、自家用車が主要な交通手段となっている。このため、都市計画道路を始めとして市内道路網の整備を推進するほか、「人にやさしいまちづくり」のため、自動車を利用できない人の立場に立ち、バス、鉄道などの公共交通機関を利用しやすい道路、駅などの整備と「コミュニティバス」の運行を継続していく必要がある。また、歩行者、自転者の安全性を確保する歩道の設置を図り、バリアフリー化を引き続き進める必要がある。

(4) 快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）

農業用水は、かんがいに利用されるだけでなく、農業集落の防火等に利活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このため、河川とため池や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、うるおいとやすらぎのある快適な生活環境の整備として、地域用水環境整備を推進する。

(5) 文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）

都市化の進展に伴い、兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。このため、農家、非農家を含めた地域の交流の場づくりや地域農業集団、農業生産組織等各種組織の育成強化を通じ、長年育んできた伝統行事や文化・伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるとともに、都市住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を促進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別添

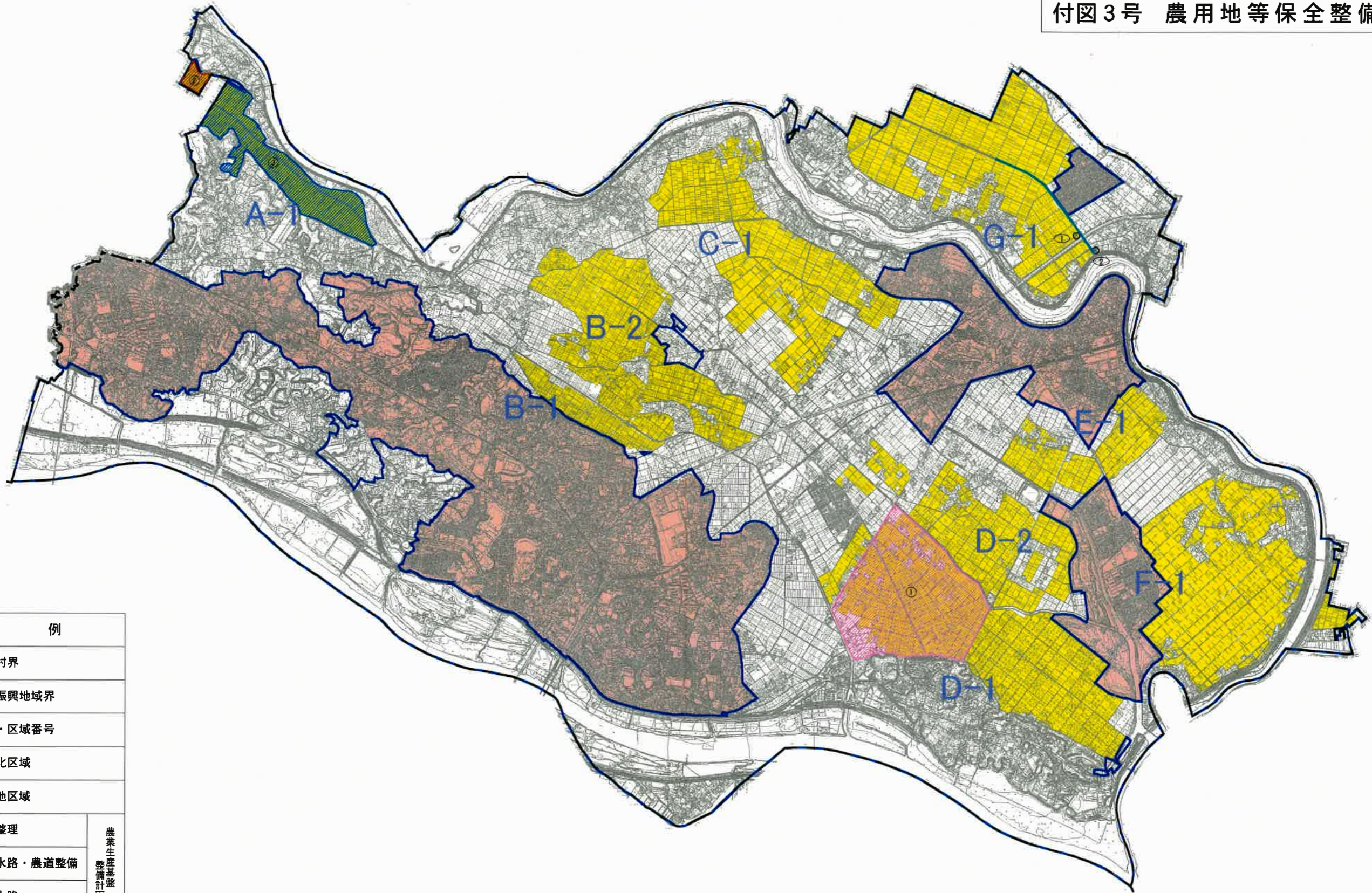
- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（付図1号） | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） | |
| 3 | 農用地等保全整備計画図（付図3号） | |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（付図4号） | 該当なし |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図（付図6号） | 該当なし |



付図1号 土地利用計画図

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図

付図3号 農用地等保全整備計画図



凡 例	
---	市町村界
—	農業振興地域界
A-1	地区・区域番号
■	市街化区域
■	農用地区域
①	区画整理
■	用排水路・農道整備
■	用排水路
Ⓟ	揚水機場
Ⓢ	水路
	農業生産基盤整備計画
	農用地等保全整備計画

